

議案第 6 号

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等
の一部改正について

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等の一
部を改正する条例を次のとおり定める。

平成30年2月27日提出

平成30年2月27日可決

藤岡市長 新 井 利 明

藤岡市条例第 号

藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例等
の一部を改正する条例

(藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一
部改正)

第1条 藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例
(平成12年条例第5号)の一部を次のように改正する。

別表第3地方自治法第207条、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第212条第3項、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第29条第4項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第1条の4第5項に規定する者の項及び住居表示審議会委員の項を削る。

(藤岡市社会教育委員設置条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「藤岡市特別職の職員で非常勤のもの報酬
及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第79号)」を「藤岡市特別職
の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(平成12年条例第
5号)」に改める。

(1) 藤岡市社会教育委員設置条例(昭和37年条例第2号)第5条

- (2) 藤岡市青少年センター設置条例（昭和57年条例第13号）第8条
- (3) 藤岡市都市計画審議会条例（昭和50年条例第7号）第8条
- (4) 藤岡市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和50年
条例第39号）第12条

附 則

この条例は、公布の日から施行する。